

第302回愛媛海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催日時 令和4年6月17日（金）13：55～15：05
- 2 開催場所 松山市二番町四丁目6番地2
愛媛県水産会館6階大会議室
- 3 出席者
- (1) 委員 佐々木謹 綱江正安 喜田ヒサ子 田中武繁 高橋啓一
林喜代行 藤田一也 武田晃一 中矢宏明 立花弘樹
高木基裕 竹ノ内徳人 中山達也
(計13名)
- (2) 県 農林水産部水産局 久保田局長
農林水産部水産局水産課 若下課長 (事務局長)
中島主幹 (事務局次長)
宇野漁業調整係長
東予地方局今治支局水産課 木原課長
中予地方局水産課 鈴川課長
南予地方局水産課 梶田課長
南予地方局八幡浜支局水産課 八木課長
南予地方局愛南水産課 中村課長
(計9名)
- (3) 事務局 逢阪書記 滝本書記 莢田書記
(計3名)
- (4) 傍聴者 1名
- 4 付議事項
- (1) まさば及びごまさば太平洋系群に関する令和4管理年度における知事
管理漁獲可能量の設定について（諮問）
【結果】諮問内容のとおり設定して差し支えない旨答申
- (2) 新規の許可等について（諮問）
【結果】諮問内容のとおり定めて差し支えない旨答申
- (3) 「知事許可漁業の許可等に関する取扱方針」の一部改正について
【結果】原案のとおり改正して差し支えない旨決定
- (4) 「うなぎ稚魚漁業の許可等に関する取扱方針」の一部改正について
【結果】原案のとおり改正して差し支えない旨決定

(5) 漁業の許可の変更の許可について

【結果】原案のとおり許可して差し支えない旨決定

5 報告事項

- (1) くろまぐろ（大型魚）に関する令和3管理年度における都道府県別漁獲可能量及び知事管理漁獲可能量の変更について
- (2) くろまぐろに関する令和4管理年度における都道府県別漁獲可能量及び知事管理漁獲可能量の変更について
- (3) 中・小型まき網漁業に係る要望書について

6 その他

7 議事の内容

1 開会

逢阪書記 定刻より若干早いですけれども、皆様お揃いですので、ただいまから、第302回愛媛海区漁業調整委員会を開催します。本日は平井委員さん、福島委員さんが、御欠席ですが、委員定数15名に対し13名の委員さんが出席されておりますので、委員会事務規程第5条第1項の規定により、委員会は成立していることを御報告します。

なお、本日は傍聴の方もお見えですが、傍聴の方は傍聴者名簿に所属、氏名をお書きいただき、傍聴席で静粛に傍聴願います。また、私語などは慎むとともに、携帯電話をお持ちの方は、電源を切るかマナーモードにしていただくなど、会議の円滑な進行に、御協力をお願いします。

それでは、同規程第4条第1項の規定によりまして、会の進行を、佐々木会長にお願いします。

2 会長挨拶

佐々木会長 皆さんこんにちは。開会にあたりまして、一言御挨拶申し上げます。委員の皆様には、何かと御多忙のところ、御出席をいただき誠にありがとうございます。また、日頃は、当委員会の運営に、何かとお力添えをいただいておりますことを、改めてお礼申し上げます。

さて、本日は付議事項として、事前に御案内申し上げましたとおり、まさば及びごまさば太平洋系群に関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量の設定について、新規の許可等についての諮問2件と、知事許可漁業の許可等に関する取扱方針の一部改正について、うなぎ稚魚漁業の許可等に関する取扱方針の一部

改正について、漁業の許可の変更の許可についての協議3件を御審議いただくことになっております。また、このほか、くろまぐろ大型魚に関する令和3管理年度における都道府県別漁獲可能量及び知事管理漁獲可能量の変更について、くろまぐろに関する令和4管理年度における都道府県別漁獲可能量及び知事管理漁獲可能量の変更について、中・小型まき網漁業に係る要望書についての報告3件もあります。

どうぞ、慎重な御審議と適切な御決定を賜りますよう、お願い申し上げまして、誠に簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

なお、本日は、今年度初めての委員会ということで、久保田水産局長さんがおみえですので、一言御挨拶をお願いします。

久保田局長

本年4月より水産局長に着任しております久保田でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。本年度初めての委員会ということで、一言御挨拶を申し上げます。皆様には平素より県政各般、とりわけ漁業調整に関する格別の理解と御協力を賜っておりますことを、心より感謝申し上げます。

さて、申し上げるまでもなく、近年の水産業をとりまく環境は、漁業資源の減少や就業者の高齢化、燃油価格、また飼料価格の高騰、ノリ養殖業における色落ちや不作、さらには令和元年度以降毎年発生しているアコヤガイ稚貝のへい死による真珠産業への影響など、大変厳しい状況が続いており、課題は山積しております。このため、県においては、漁船漁業振興のための漁場整備や新たな養殖魚種の開発、アコヤガイへい死対策に向けた試験研究、漁業後継者の定着、定住に向けた支援なども行っているほか、6月補正予算では、燃油、資材高騰対策として、省エネエンジンや次世代型自動給餌器の導入に対する支援も行うこととしたところでございます。委員の皆様におかれましては、これらの施策に対する御理解と御協力を賜りますようよろしくお願ひします。

なお、令和6年には、10年に一度の漁業権の一斉切替えを控えており、今年度は地元地域での調整など、その準備作業が始まります。令和2年12月に改正漁業法が施行してから、初めての一斉切替えとなります。各種手続き、審議内容の公開など、これまでにない作業も伴いますことから、県としても十分な準備期間が必要と考えております。漁業の免許において、当委員会の担う役割は以前にも増して重要となっております。委員の皆様方におかれましては、それぞれのお立場から重要な御意見をいただくとともに、我々に対しても、御指導、御鞭撻を賜りますようよろしくお願ひいたします。

佐々木会長

ありがとうございました。また、事務局と県職員にも異動があったようですので、紹介をお願いいたします。

若下事務局長 今年度異動のありました事務局職員等について紹介させていただきたいと思います。まず県庁水産課ですが、中島主幹が、南予地方局愛南水産課から異動して、水産課主幹兼事務局次長となっております。前任の谷川は水産研究センターへ転出しております。続きまして、地方局、南予地方局愛南水産課の中村課長が中予地方局から、また、南予地方局八幡浜支局水産課の八木課長が営業本部からそれぞれ異動になっております。今年度は、今紹介しましたメンバーを加えまして、円滑な漁業調整が図られるよう取り組んでいく所存でございますので御指導よろしくお願ひいたします。以上で私からの異動報告とさせていただきます。

3 議事録署名人選出

佐々木議長 ありがとうございました。それではまず、議事に先立ちまして、議事録署名人を選出いたします。恒例により、私から指名させていただきます。本委員会の議事録署名人は、立花委員さんと、武田委員さんの御両名にお願いいたします。

4 (1) 第1号議案（「まさば及びごまさば太平洋系群に関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量の設定について」（諮問））

佐々木議長 これより議事に入ります。第1号議案、まさば及びごまさば太平洋系群に関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量の設定についてを議題といたします。事務局から説明願います。

逢阪書記 資料1の1ページを、御覧ください。知事からの諮問文を、朗読します。

(諮問文朗読)

諮問内容の詳細については、水産課から説明をお願いします。

宇野係長 (資料に基づき説明)

佐々木議長 説明が終わりましたので、これより委員の皆さんの御意見をお伺いします。

高木委員 一つ質問させていただきます。まさばとごまさばが一緒になっているんですけども、これは国がそうしているからそれで良いんだと思うんですけども、全然違う種なので、これを混ぜこぜにして、現行水準と言って良いもんだろうかと思います。ごまさばは南方系で、まさばはそれよりも北だと思うんですけども、その割合とかを知ったうえでやる必要があるんじゃないかなと思うんですけども、今、愛媛県の方ではどんなもんなんでしょう。

宇野係長

　国の資源評価におきましては、まさば太平洋系群とごまさば太平洋系群は区分して資源評価は行われておりますが、都道府県別漁獲可能量として配分する際には、両系群一緒になって配分することとなっております。また、現場において、漁獲量の情報を収集しておりますが、まさばとごまさばを明確に分けて区分することが、現在のところかなり難しい状況もありまして、漁獲量の情報を収集する際には、まさば及びごまさば両方一緒のさば類となって、現在のところは漁獲量を収集している状況でございます。

高木委員

　まさにさばを読んでいるんだと思うんですけども、やはりまさばもごまさばも大きくなれば簡単に識別できますので、基礎的な情報として、県としては管理しておく必要があると思いますし、稚魚でもDNAで簡単に識別できますので、基本的データとして何かやっていく必要があると思います。今、地球温暖化で、宇和海から瀬戸内海にかけて減ってきてると思います。福井県なんかではまさばもごまさばもたくさん来てるという状況にありますので、そういうとも含めて、何らかやった方が良いのではと思います。重要な魚ですので。

若下事務局長

　委員のおっしゃることはもっともだと思うんです。生物学的に当然分けるべきところだとは思うんですが、結局これは行政コストとの問題になろうかと思います。さば類が獲られる漁法のほとんどがまき網ということがあります。御承知だと思うんですけど、さばはあしが早いということで、素早く仕分け等しなきゃいけない。まき網で獲られた魚は、まさばとごまさばと分けて出荷されていくわけではないという状況があってですね、中々資源評価ができていないというのが実態であります。もちろん評価等で、いろんな方法があると思いますので、それは国とも協議しつつ、検討しなきやいかんと思うんですけども、それをやろうとすると、それなりの労力、行政コストがかかるので、とりあえず今は、国の指導の下で、まさばとごまさばを一括して、現行水準という形で管理するというのを続けたいというふうに考えております。委員のおっしゃる意味はよく分かりますので、また国とも協議させていただいたらと思います。

高木委員

　今後、情報を取得してもらうのに期待します。

佐々木議長

　その他御意見ありませんか。

委員一同

（意見なし）

佐々木議長

　それでは御意見がないようでございますので、お諮りします。
第1号議案、まさば及びごまさば太平洋系群に関する令和4管理

年度における知事管理漁獲可能量の設定についてにつきましては、諮問のとおりの内容で決定して差し支えない旨、答申してよろしいでしょうか。

委員一同 (異議なし)

佐々木議長 御異議ないようですので、そのように決定をします。

4 (2) 第2号議案（新規の許可等について（諮問））

佐々木議長 続きまして、第2号議案、新規の許可等についてを議題とします。事務局から、説明願います。

逢阪書記 それでは、資料2の1ページを御覧ください。知事からの諮問文を朗読します。

(諮問文朗読)

諮問内容の詳細については、水産課から説明をお願いします。

宇野係長 (資料に基づき説明)

佐々木議長 説明が終わりましたので、これより委員の皆さんの御意見を伺います。

中矢委員 それでは一つ確認なんですがお願いします。いわし機船船びき網の、新規の4隻ということになっておりますけども、これは要するに一回許可が切れたやつの復活ですよということでおろしいんですよね。

宇野係長 今回公示をしましたのは、上灘につきましては、昨年の火災によって消失した船で元々許可を持っていたのを、船がなくなりましたので、一度認可にしました。そちらの認可の期間が切れましたが、船が用意でき次第、またこの操業を営みたいということで、今回認可の要望がありまして、公示をすることになります。

中矢委員 分かりました。伊予灘は総数で30統、60隻までが限度ということが昔から決められておるんで、新規扱いになると皆さんのが勘違いすることになるんで、要するに火災の分の復活分ですよということを、確認したかっただけです。以上です。

佐々木議長 他に御意見ありませんか。

高木委員 うなぎの方ですけども、新規というのは、新規なんですね。慎重に認めないとあるが、これは認めるという方針で良いんです

ね。

宇野係長 うなぎ稚魚漁業につきましては、うなぎ資源が今減少している状況を鑑みまして、これまで許可している実績のある区域以外を許可することはないという方針であります。ですので、うなぎ稚魚漁業自体は新しく知事許可漁業にしたものでして、許可の有効期間を1年として、1年ごとに許可しておりますので、そういう意味で、新しく毎回公示しているという意味です。

高木委員 每回更新という形になっているんですね。そしたら、愛媛県で10人ぐらいしかないということで良いんですね。

宇野係長 許可自体は10件しているということになります。

高木委員 10件が時期が切れて、また次の年になったらまた10件認めますよという話なんですね。

宇野係長 はい、そのとおりです。

佐々木議長 その他御意見ないでしょうか。

委員一同 (意見なし)

佐々木議長 御意見がないようでございますので、お諮りします。第2号議案、新規の許可等についてにつきましては、諮問のとおりの内容で決定して差し支えない旨、答申することに御異議ございませんか。

委員一同 (異議なし)

佐々木議長 御異議ないようですので、そのように決定します。

4 (3) 第3号議案（「知事許可漁業の許可等に関する取扱方針」の一部改正について）

佐々木議長 続きまして、第3号議案、知事許可漁業の許可等に関する取扱方針の一部改正についてを議題とします。事務局から、説明願います。

逢阪書記 それでは、資料3の1ページを御覧ください。知事からの諮問文を朗読します。

(協議文朗読)

諮問内容の詳細については、水産課から説明をお願いします。

宇野係長 (資料に基づき説明)

佐々木議長 説明が終わりましたので、これより、委員の皆さんのお意見を伺います。

林 委 員 ちょっと確認的なところなんですが、この後の説明の中に、許可の変更の許可で、関連した内容が付議されるみたいですが、漁業権の管理をしておる権利者の同意を得なければならぬのは当然だと思います。ただ、同意だけでなく、条件の中の区域、条件等の注意喚起等を厳重にできるようにですね、同意をする組合、また操業する者にも当然関わってくることだと思いますので、厳しい取り決め等の同意をとるべきところがあるんじゃないかなと思いますので、この後の許可の変更についても、説明を求めようと思いますが、この点について、同意というだけの考え方でいくのであれば、条件の中の日没後2時間とか、日の出前1時間とかいうのは、現実として中々私が見る限りでは、守られてないようなところがありますので、そういうことで事務局の方でどこまで考えをもたれているのかお聞かせをいただければと思います。

中島事務局次長 いかなご袋待網漁業の操業に関して、日没後2時間から日の出前1時間までの間、時間等守られていないということでございましたが、県の方で取り締まりを徹底して、この条件に合う様に操業させるようにしたいと考えます。

林 委 員 まあ別に、1時間、2時間というのが、日没日の出に、中々時間きっちりマッチしないところも現場としてあると思いますんで。大きな漁業操業ですので。しかしやはり県としても、そういった新旧対照表のように、漁業権者の同意という文言が入っておるんじやから、漁業権者の同意を出すときに、認識と周知徹底をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

中島事務局次長 しっかり指導していきたいと思います。

佐々木議長 その他御意見ありませんか。

委員一同 (意見なし)

佐々木議長 御意見がないようでございますので、お諮ります。第3号議案、知事許可漁業の許可等に関する取扱方針の一部改正についてにつきましては、説明のとおりの内容で改正して差し支えない旨、回答することに御異議ございませんか。

委員一同 (異議なし)

佐々木議長 御異議ないようですので、そのように決定します。

4 (4) 第4号議案（「うなぎ稚魚漁業の許可等に関する取扱方針」の一部改正について）

佐々木議長 続きまして、第4号議案、うなぎ稚魚漁業の許可等に関する取扱方針の一部改正についてを議題といたします。事務局から、説明願います。

逢阪書記 資料4の1ページを御覧ください。知事からの協議文を朗読します。

(協議文朗読)

協議内容の詳細については、水産課から説明をお願いします。

宇野係長 (資料に基づき説明)

佐々木議長 説明が終わりましたので、これより、委員の皆さんのお意見を伺います。

中矢委員 うなぎ稚魚漁業の2の5、受給契約書の写しが必要でありますよということで、今までやつたら県内の漁業者だけだったから簡単にできたんですけども、これまた県外でもかまんというふうに変わったので、県外の業者さんで、もし申請者がいたらそれで県も受け入れるということでおろしいですか。

宇野係長 愛媛県の許可の基準におきましては、愛媛県の養鰻業者と受給契約を結んでいる方を優先して許可をすることにしておりますので、まずは愛媛県の養鰻業者と契約を結んでいる方を許可すると。そのうえで、さらに県外の方と受給契約を結んでいる方がいるのであればそちらの方を次の許可の基準として許可することになると思います。

中矢委員 はい分かりました。以上です。

佐々木議長 その他お意見はありませんか。

委員一同 (意見なし)

佐々木議長 御意見がないようでございますので、お諮りします。第4号議案、うなぎ稚魚漁業の許可等に関する取扱方針の一部改正についてについてにつきましては、説明のとおりの内容で改正して差し

支えない旨、回答することに御異議ございませんか。

委員一同 (異議なし)

佐々木議長 御異議ないようですので、そのように決定します。

4 (5) 第5号議案（漁業の許可の変更の許可について）

佐々木議長 続きまして、第5号議案、漁業の許可の変更の許可についてを議題とします。事務局から、説明願います。

逢阪書記 資料5の1ページを御覧ください。知事からの協議文を朗読します。

(協議文朗読)

協議内容の詳細については、水産課から説明をお願いします。

宇野係長 (資料に基づき説明)

佐々木議長 説明が終わりましたので、これより、委員の皆さんのお意見を伺います。

武田委員 これ質問なんんですけど、いかなごの袋待漁業というのは、かつては今治の桜井あたりで漁業として成り立っていたと思うんですが、今回これ宮窪から出てきますけど、新たに伯方島の周辺を加えるという内容になってるんですけど、このあたりでいかなごの資源というのは、漁業として成り立っていくほどあるんでしょうか。その辺について教えてください。

宇野係長 本県の近年のいかなごの漁獲量は、50トンから100トン程度で推移しております、全国的には減少傾向となっております。今回申請のありました方ですけども、こちらのいかなご袋待網漁業の他に、一そろローラーごち網漁業や、きすかます刺し網漁業許可も有しております、複合的に漁業を営んでいるということですが、メインはいかなご袋待網漁業であると聞いております。実際に袋待漁業だけで生計が立てられるのかといえば、それはかなり難しいのではないかと考えておりますが、複合的に漁業を営むというのも選択肢の一つとして、今回、操業機会を増やすことにつながると思いますのでこちらの方に許可するのが適当ではないかと思います。

武田委員 今の御説明だと50トンから100トンということなんですけども、その獲れているところというのは、宮窪の周辺と伯方島の周辺で漁獲量のほとんどが獲られているということなんですね

か。

宇野係長 先程御説明いたしましたのは、愛媛県の瀬戸内海側の漁獲量の方です。今回申請された方から出てきております、漁獲成績報告書を見ても確かにそれほどたくさんの量が獲れているとは言い難いことは間違いないありません。その他に関しても、漁獲量がいかがなものかということで御質問ありましたけれども、かつてに比べると確かにこの周辺というのは漁獲量が落ちているというのを間違いないありません。

林委員 確認なんんですけど、変更許可申請ということで、従前やられとった方ですよね、他の漁場で。漁場も含めて許可の変更ということで、この内容見たら分かるんですけど、有効期限というのは、再来年の3月17日まで、従前の許可を出しておるから、そのまま今回も同様にしておると。制限措置として、4月1日から12月31日、こここのところだけ、これは伯方支所の要望か分からぬですが、これで間違いないんですね。当事者には聞き取りますよね。先程の質問の中で、区域、条件ですね、色々守るべき内容があると思いますので、たまたま私たちの漁業権の管理下の丁度南側になりますんで、この海域は昔から、今武田委員さんが言われましたように、いかなごが獲れるかどうかは別として、好漁場であることは間違いないと思いますので、あればそういったところを制限条件、操業方法を十分周知徹底して守ることが原則でございますので、取扱のほどよろしくお願ひします。

宇野係長 県の方としましても、制限措置、条件が守られるようにしっかりと指導していきたいと思います。

佐々木議長 他に御意見ありませんか。

委員一同 (意見なし)

佐々木議長 御意見がないようでございますので、お諮りします。第5号議案、漁業の許可の変更の許可については、協議のとおりの内容で変更の許可をして差し支えない旨回答することに御異議ございませんか。

委員一同 (異議なし)

佐々木議長 御異議ないようですので、そのように決定します。

委員一同 (異議なし)

佐々木議長 御異議ないようすで、そのように決定します。

5 報告事項（1）くろまぐろ（大型魚）に関する令和3管理年度における都道府県別漁獲可能量及び知事管理漁獲可能量の変更について

佐々木議長 以上で事前にお知らせしておりました付議事項が終わりましたので、次に報告事項に移ります。くろまぐろ大型魚に関する令和3管理年度における都道府県別漁獲可能量及び知事管理漁獲可能量の変更についてを報告願います。

逢阪書記 報告の内容につきましては、水産課から説明をお願いします。

宇野係長 （資料に基づき説明）

佐々木議長 ただいまの報告について、御質問等がございましたら、お伺いします。

委員一同 （意見なし）

佐々木議長 特に御質問がないようでございますので、次に移ります。

5 報告事項（2）くろまぐろに関する令和4管理年度における都道府県別漁獲可能量及び知事管理漁獲可能量の設定について

佐々木議長 続きまして、くろまぐろに関する令和4管理年度における都道府県別漁獲可能量及び知事管理漁獲可能量の設定について報告をお願いします。

逢阪書記 報告の内容につきましては、水産課から説明をお願いします。

宇野係長 （資料に基づき説明）

佐々木議長 ただいまの報告について、御質問等がございましたら、お伺いします。

委員一同 （意見なし）

佐々木議長 特に御質問もないようでございますので、次に移ります。

5 報告事項（3）中・小型まき網漁業に係る要望書について

佐々木議長 続きまして、中・小型まき網漁業に係る要望書についてを報告

願います。

逢 阪 書 記 報告の内容につきましては、水産課から説明をお願いします。

宇野 係長 (資料に基づき説明)

佐々木議長 報告が終わりましたが、ただいまの報告について、御質問等がございましたら、お伺いします。

武田 委員 このいわし、あじ、さばの中型小型まき網の新設ということになっていますけど、宇和海協のこれみたら、佐々木さんが代表になっているんですけど、佐々木さんにお聞きしたいんですけど、この新設というのは、協議会の中では、新たに漁業種類を創設するということを考えられているんですか。それとも既存の中小型まき網の時期とか条件を変更するという内容を考えているんですか。その辺は協議会の中でどんな方針なんでしょうか。

佐々木議長 この件は、県まきの協議会の向田会長からこの内容についての要望を受けたということです。それを受けたのを宇和海協議会として県に要望をあげましょうという運びにした次第でございます。ここで書いておりますように、いわし、あじ、さばという魚種が免許されている許可になっているということで、宇和海の実態から言うと、この3魚種だけの漁業操業だけではとても対応しきれないということで、できるだけ回遊魚については認めていただきたいというのが趣旨の内容でございます。宇和海協議会としては、まき網協議会から出された要望について、県に協議会の組織としてあげることはやむを得ないということで決定をいただいての提出でございます。

佐々木議長 その他御意見ありませんか。

委員一同 (意見なし)

佐々木議長 特に、御質問がないようでございますので、以上で、報告事項を終わります。

6 その他

佐々木議長 以上で、本日予定している議題は全て終了しましたが、その他何かございませんか。

委員一同 (意見なし)

佐々木議長 事務局から、何かありませんか。

宇野係長 議長、よろしいでしょうか。知事許可漁業の許可等に関する取扱方針について一部誤記載がございましたので、御報告いたします。お手元の正誤表を御覧ください。
(資料に基づき説明)

佐々木議長 何か御意見ありますか。

委員一同 (意見なし)

佐々木議長 それでは、全ての事項が終了しましたので、以上をもちまして、本日の委員会を閉会いたします。皆さん御協力ありがとうございました。

15時05分 閉会